

(設置)

第1条 みどり豊かな農村景観の保全を図るとともに、余暇活動としての農作業等を通じて、健康でゆとりのある生活に資するため、松江市民農園(以下「市民農園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
湖北ファミリー農園	松江市打出町125番地1
八雲ふれあい農園	松江市八雲町東岩坂19番地2外

(指定管理者による管理)

第3条 市民農園の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民農園の施設及び設備(以下「施設等」という。)の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 市民農園の利用の促進を目的とする各種の催しの企画及び実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が市民農園の管理運営上必要と認める業務

(使用対象者)

第5条 市民農園を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 松江市内に住所を有する者
- (2) 松江市外に住所を有する者のうち、指定管理者が特に認めるもの

(使用期間)

第6条 市民農園の使用期間は、3年を超えない範囲内で指定管理者が定めるものとする。

(使用日及び使用時間)

第7条 市民農園は、次に掲げる場合を除き年間を通じて使用できるものとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休園日を定めることができる。

- (1) 施設等の維持管理のため、休園する必要があると認めるとき。
- (2) 自然災害等により、休園する必要があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上、休園する必要があると認めるとき。

2 市民農園の使用時間は、日の出から日没までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第8条 市民農園を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、市民農園の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用料)

第9条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を年度ごとに市長の定める期日までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 福祉又は教育を目的とする団体で市長が認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認める者

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用の目的又は許可条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

- (3) 偽りその他不正な方法により、市民農園の使用許可を受けたとき。
 - (4) 災害その他の理由により、市民農園の使用ができなくなったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めたとき。
- 2 前項に規定する措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市長及び指定管理者は、その責任を負わない。

(禁止行為)

第13条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利を目的とした作物の栽培をすること。
- (2) 稲及び果樹その他の永年性植物を栽培すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は工作物を設置すること。
- (4) 使用の権利を譲渡し、又は転貸すること。
- (5) 市民農園を損傷し、又は汚損すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民農園の管理上支障があると認められる行為

(原状回復)

第14条 使用者は、市民農園の使用を終了し、又は中止するときは、速やかに原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 使用者は、故意又は過失により施設等を滅失し、又は損傷したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第16条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、市民農園の管理は、市長が行うものとする。

- 2 前項の規定により市長が市民農園の管理を行う場合にあっては、第5条、第6条、第8条、第12条第1項及び第14条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは、」と、第12条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市民農園設置及び管理に関する条例(平成7年松江市条例第44号)又は八雲村ふれあい農園設置及び管理に関する条例(平成15年八雲村条例第17号)の規定によりなされた利用の許可その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則(平成17年7月12日松江市条例第406号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の松江市民農園設置及び管理に関する条例の規定に基づきなされた使用の許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の松江市民農園設置及び管理に関する条例の使用の許可その他の処分、手続、その他の行為とみなす。

附 則(平成25年12月20日松江市条例第60号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日松江市条例第55号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年10月11日松江市条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。
別表(第9条関係)

1 湖北ファミリー農園

農園の種類	区画	使用料(年額)
一般農園	A おおむね32平方メートル	13,408円
	B おおむね38平方メートル	15,922円
	C おおむね41平方メートル	17,179円
	D おおむね50平方メートル	20,950円
車椅子用農園	E おおむね6平方メートル	2,514円

2 八雲ふれあい農園

農園の種類	区画	使用料(年額)
一般農園	おおむね30平方メートル	11,010円

※ 八雲ふれあい農園使用料は平方メートル当たり年額367円で計算する。

備考

- 1 市民農園の使用開始日が年度の中途である場合の使用料の額は、使用料(年額)を12で除して得た額に、使用する月数(使用開始日の属する月について、使用する日数が15日以上ときは1月とし、14日以下ときはこれを切り捨てる。)を乗じて得た額とする。
- 2 前号に規定する使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。